



みどり 水里ネット 児島湾 だより

第163号

平成25年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



「妹尾川機場」の建屋とその内部（10頁に詳細解説）

電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175
	下記以外の事務全般（賦課徴収含む）
総務課会計係	(086)262-3919
	会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176
	維持管理事業全般（県管理用排水機場関係）
施設管理課	(086)262-0310
	基幹水利事業全般（藤田用水機場関係） 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177
	土地改良事業全般（工事関係）
児島湾土地改良区	(086)263-5244 (FAX)
堤防管理事務所	(086)267-3002
	(086)267-3001 (FAX)
	児島湖水位調整等（操作室）

◇もくじ◇

通常総代会挨拶……………	2
通常総代会への祝辞……………	3
(高谷茂男岡山市長)	
通常総代会提案趣旨説明……………	4
通常総代会開催……………	6
平成25年度賦課金・負担金……………	7
平成25年度予算……………	8
平成25年度土地改良事業計画……………	9
事務局機構図……………	10
事務局人事異動……………	11
賦課金検討委員会の委員の選任……………	12
岡山県からのお知らせ……………	13
ゴミの投棄をなくしましょう……………	13
役員視察報告……………	14
転用等、地区除外に伴う決済金……………	16

平成24年度通常総代会挨拶

平成25年 3月 7日

理事長 宮 武 博



平成24年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日は皆様方には、お忙しい中を、早朝より多数お集まりいただき、誠にありがとうございます。

皆様方には日頃から当改良区の運営につきまして並々ならぬご尽力をいただいております。この場をおかりしまして改めて感謝申し上げます。

本日の総代会で審議いただきます案件は、既にご案内申し上げますとおり、16議案を提出しています。

これらの議案は、委員会、理事会において慎重に審議を重ね、全会一致での提案であります。

総代各位には、十分なる審議をいただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

本年度を振り返って見ますと、一昨年のような自然災害もなく比較のおだやかな年でありました。

しかし、わたしたちの住む児島湾干拓地は、先人たちの苦勞の末に長年の干拓事業により造成した大地であり、また、この土地は数十メートルに及ぶ粘土層が堆積した地層であります。

このためもともと台風等の災害には弱い地域でありましたが、児島湾締切堤防の建設により、塩害・干害を除去し、高潮等の被害を

日常的に防ぐことができ、それにより安定した農業経営を営むことができる地域になりました。

そして児島湾締切堤防等の適正な操作管理により50年以上にわたり全国に誇れる農業地域として今日まで発展してまいりました。

しかし、いつ発生するかわからない自然災害に対しましては、備えを怠ることなく、また、国縣市等にも防災対策を強くお願いして、互いに連携を取りながらその対策を講じて参りたいと考えております。

当改良区は、児島湾に汐止めの締切堤防を建設する推進母体として、また、完成後にはその維持管理に当たる団体として私たちの先人が苦勞を共にし、また、連帯と協調という志をもって設立されたことは、総代各位におかれましても、先代の方々から色々とお話を聞かされ、その歴史をよくご承知のことと思います。

そして今、時代は変わっても設立当時の志を大切に、今後もこの財産を次の世代へ継承していかなければならないと思っております。そのためにも防災対策がますます重要になってくるものと理解しています。

その後、昭和49年10月に堤防の無料通行が実現し、以後、県管理事業として当改良区において操作作業を受託し適正に操作・管理を行ってきており、今後も引き続き組合員の皆様方の付託に沿うよう堅実な操作・管理を行って参ります。

また、地域の農業基盤の充実強化を計るた

め、国・県・市の農業農村整備事業の予算を出来る限り獲得することに努め各種土地改良事業を実施することにより、農業基盤の整備を今後も進めて参ります。

次に、財政状況であります。平成22年度に賦課金の改定をおこなっておりますが、支出につきましては職員給与を始め経費の縮減に勤めております。

総代各位には当改良区存続のため、役職員が一丸となって改良区としてすべき努力をしていることをご理解いただきまして、今後も財政の健全化を計ってまいります。

現下の厳しい農業情勢の中ではありますが、地区内における農業基盤の一層の整備充実と土地改良施設の適正な管理を継続して行

うためにも、将来を見据えた組織の強化を図り、「水土里ネット児島湾」として、農家組合員に対し、今後もその役割を果たして参りたいと考えています。

次に、管内で実施されています県営かんがい排水事業都六区地区のパイプラインは、平成18年度から供用開始となり順調に稼動しております。また、都・大曲地区は平成26年度供用開始に向けて本年度は試験通水を予定しています。

その他二地区のパイプライン工事も、県の厳しい財政状況のもとではありますが、早期完成に向け鋭意進められています。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

通常総代会へ祝辞

岡山市長
高谷茂男



児島湾土地改良区の平成24年度通常総代会が開催されますことをご喜び申し上げます。

また、皆様方には、日頃から「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営や、管内土地改良事業の実施をはじめ、本市農政の推進に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、都市ビジョンで掲げる「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」という都市像の実現に向けて、住みやすく活力あるまちづくりに取り組んでおり、農業の分野におい

ても「岡山市農業振興ビジョン」に基づき、「晴れの国」の恵まれた気候風土と豊かな水・土・里を活かした、活力ある農業の振興と、消費者にとって安全で安心な食の供給を目指しているところです。

本市は、今春、政令指定都市移行5年目の節目を迎えます。今後とも、農業振興をはじめ「政令指定都市・岡山」のさらなる発展に向けて積極的に取り組んでまいり所存ですので、貴土地改良区におかれましては、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、貴土地改良区のさらなるご発展と、お集まりの皆様のみますますのご健勝を心よりお祈り申し上げます。

平成24年度通常総代会提案趣旨説明（要旨）

【議案第1号】平成24年度関係土地改良事業計画変更の議決について

予算の確定と事業実施に伴い内容を詳細に検討し変更するもので、繰越分を除き

地区数	45地区（変更なし）
前回事業費	512,142千円
変更事業費	527,142千円
増	15,000千円

に変更するものです。

【議案第2号】平成24年度㈱日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について

県営かんがい排水事業と、農業体質強化基盤整備促進事業等の事業計画の変更に伴い借入を

前回借入額	597,309千円
変更借入額	574,687千円
減	22,622千円

に変更するものです。



【議案第3号】平成24年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場の計画変更は、作業実施に伴い岡山市と協議の上変更するものです。

②藤田用水管理事業都六区地区の計画変更は、パイプラインの作業実績に伴い変更するものです。

【議案第4号】平成24年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について

一般会計では土地改良事業の変更と俸給給与と総代選挙費、諸税等の減額により賦課金調整基金繰出金と次年度繰越金等の増額がそ

の変更の主なものです。

【議案第5号】平成24年度児島湾締切堤防樋門開閉操作等作業委託計画変更の議決について

【議案第6号】平成24年度特別会計児島湾締切堤防樋門開閉操作等委託作業収支補正予算の議決について

作業実施に伴い、岡山県と協議の上内容変更するものです。

【議案第7号】平成25年度関係土地改良事業計画の議決について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	6地区
農業体質強化基盤整備促進事業	2地区
小規模土地改良事業	2地区
非補助土地改良事業	26地区
合計	36地区
当初計画事業費	5億3千400万円

これは関係機関へ予算要求をしている額であります。

【議案第8号】平成25年度㈱日本政策金融公庫資金借入計画の議決について

議案第7号の土地改良事業計画に伴います公庫資金の借入計画及び管内の県営事業4地区を含めて、当初借入計画額4億6千13万6千円を㈱日本政策金融公庫より借入するものです。

【議案第9号】平成25年度藤田用水管理事業実施計画の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場の計画は作業内容に沿って調整し岡山市が実施計画を作成し示されたものです。

②藤田用水管理事業都六区地区の計画はパイプラインの管理運用規程の定めるところにより実施計画を作成したものです。

【議案第10号】平成25年度一般会計・特別会計収支予算の議決について

一般経常費	162,450千円
当初予算案	1,984,557千円

となり、予算の内容につきましては、平成25年度の土地改良事業、借入償還を除き前年度

予算より変わった主な経常費ですが、支出では、総代さんの視察研究費を計上しています。これは役員と総代の研修を交互に予算計上しており平成25年度は総代さんの研修費を215万円計上しています。その他の支出につきましては前年度を踏襲した予算になっています。経常費につきましては、必要最小限の予算編成としており、1億6,245万円です。

次に収入ですが、平成25年度の賦課金は1,000㎡当たり2,000円で計上しています。平成24年度の徴収率は2月末現在で99.9%であります。運用資金として賦課金収入が入るまでの間、賦課金調整基金から3千万円を上限として取り崩しをおこない、収入金が入った時点で基金に戻し入れる予算組みをしています。これにより借入利息の軽減を行うものです。

【議案第11号】平成25年度役員報酬の議決について

前年とおりの内容です。

【議案第12号】平成25年度賦課金・負担金等徴収の議決について

賦課金ですが、賦課基準を1,000㎡当たり2,000円とし、4月1日現在地区内にあります農用地に地積割に賦課します。

藤田用水維持管理賦課金は、賦課基準を1㎡当たり1円20銭とし、都六区地区の農用地に地積割により賦課します。



県営かんがい排水事業藤田都・大曲地区の事業賦課金は、賦課基準を1㎡当たり3円とし、都・大曲地区の農地と曾根・中畦地区の一部農地に地積割に賦課します。

また、本年度から県営かんがい排水事業藤田錦六区地区の事業賦課金を、賦課基準を1

㎡当たり3円とし、錦六区地区に地積割に賦課します。

以上については7月31日を徴収期日と定め全期徴収をいたします。

また、農家負担軽減財源1千万円の負担金は、例年どおり覚書により関係自治体分を管理連絡協議会より徴収いたします。

【議案第13号】平成25年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託計画の議決について

【議案第14号】平成25年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業収支予算の議決について

以上2件については、平成25年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託に関連する案件であります。この作業計画は、作業実績及び長期整備計画等により岡山県に要求したものに基つき示されたものです。

【議案第15号】平成25年度一時借入金の議決について

前年と同様で年度内歳計現金に不足を生じたとき、必要に応じ随時借入をおこなうもので、借入限度額を1億円と定めるものです。

【議案第16号】平成25年度歳計現金預入先の議決について

前年と同様岡山市内に本支店を置く農林系金融機関、都市銀行、地方銀行等を預金先とし、預金を分散して預け入れる体制にしておくものです。

以上が本日提案いたしております各案件に対する概略の提案趣旨説明であります。



後程議案審議の際、担当より詳細に説明させますので、総代各位にご意見、ご示唆をいただきご承認を賜りますようお願い申し上げます。また、本日の提案趣旨説明といたします。

◇平成24年度通常総代会の開催について

平成24年度通常総代会が、平成25年 3月 7日（木）午前 9時から児島湾土地改良区 4階大会議室において総代77名、役員14名出席のもとで開催されました。当日の議長には「浅越茂実」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長の高谷茂男様からのメッセージを朗読しました。次に宮武理事長が提案趣旨説明を行い、議案審議に入り、提出された16議案が賛成多数で原案どおり可決決定されました。

提出議案は次のとおりです。

I 議 案

- | | |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 平成24年度関係土地改良事業計画変更の議決について |
| 議案第 2 号 | 平成24年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について |
| 議案第 3 号 | 平成24年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について |
| 議案第 4 号 | 平成24年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について |
| 議案第 5 号 | 平成24年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について |
| 議案第 6 号 | 平成24年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支補正予算の議決について |
| 議案第 7 号 | 平成25年度関係土地改良事業計画の議決について |
| 議案第 8 号 | 平成25年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について |
| 議案第 9 号 | 平成25年度藤田用水管理事業実施計画の議決について |
| 議案第10号 | 平成25年度一般会計・特別会計収支予算の議決について |
| 議案第11号 | 平成25年度役員報酬の議決について |
| 議案第12号 | 平成25年度賦課金・負担金等徴収の議決について |
| 議案第13号 | 平成25年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画の議決について |
| 議案第14号 | 平成25年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算の議決について |
| 議案第15号 | 平成25年度一時借入金の議決について |
| 議案第16号 | 平成25年度歳計現金預入先の議決について |

組合費は口座振替をご利用下さい

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山と中国銀行がご利用できます。口座振替をしていただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡下さい。

◇平成25年度賦課金・負担金について

平成25年度賦課金・負担金は次のとおりです。

1. 賦課金

平成25年度児島湾土地改良区賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収するものとする。

◎	1,000㎡当たり	賦課金	2,000円
◎	賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり2円を単位として賦課面積 (平成25年4月1日現在)に乗算する。	
	内 訳	一般経常費	1,830円
		堤防維持管理負担金	170円
		計	2,000円

注 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

2. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都六区地区》

平成25年度藤田用水維持管理賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして、藤田都六区地区から賦課徴収するものとする。

◎	1,000㎡当たり	維持管理賦課金	1,200円
◎	賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積 (平成25年4月1日現在)に乗算する。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

3. 県営事業賦課金《藤田都・大曲地区》

県営かんがい排水事業藤田都・大曲地区の平成25年度県営事業賦課金の賦課基準を次のとおりとして、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区の一部農地から賦課徴収するものとする。

◎	1,000㎡当たり	賦課金	3,000円
◎	賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり3円を単位として賦課面積 (平成25年4月1日現在)に乗算する。	
	内 訳	県営事業賦課金	2,500円
		県営事務賦課金	500円
		計	3,000円

上記の賦課金は、平成22年度から平成25年度までの4年間、同一基準で賦課徴収を行う。

4. 県営事業賦課金《藤田錦六区地区》

県営かんがい排水事業藤田錦六区地区の平成25年度県営事業賦課金の賦課基準を次のとおりとして、藤田錦六区地区から賦課徴収するものとする。

◎	1,000㎡当たり	賦課金	3,000円
◎	賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり3円を単位として賦課面積 (平成25年4月1日現在)に乗算する。	
	内 訳	県営事業賦課金	2,500円
		県営事務賦課金	500円
		計	3,000円

上記の賦課金は、平成25年度から平成28年度までの4年間、同一基準で賦課徴収を行う。賦課された組合員から一括前納(預託)の届出があった場合は、受けるものとする。

また、この賦課金は特別会計で処理する。

5. 農家負担軽減財源1,000万円負担金徴収については次のとおりとする。

平成25年度負担区分

覚書による自治体関係	岡山市	9,213千円
	玉野市	787千円
	計	10,000千円

6. 徴収期日

平成25年7月31日 (全期徴収)

7. 徴収委託先

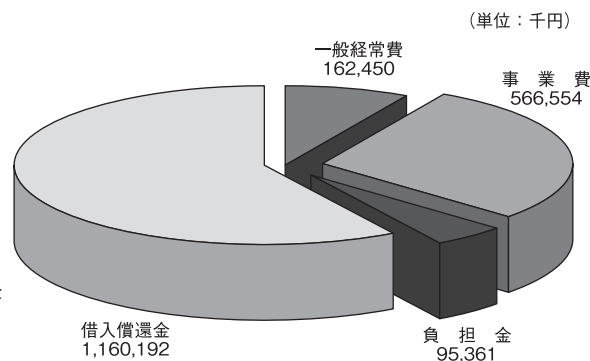
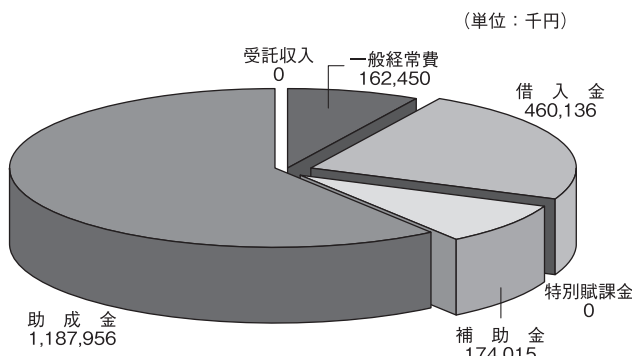
- | | |
|-------------|-----------|
| ①岡山市農業協同組合 | ④トマト銀行 |
| ②岡山市浦安土地改良区 | ⑤理事・監事・総代 |
| ③中国銀行 | |

◇平成25年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 1,984,557千円

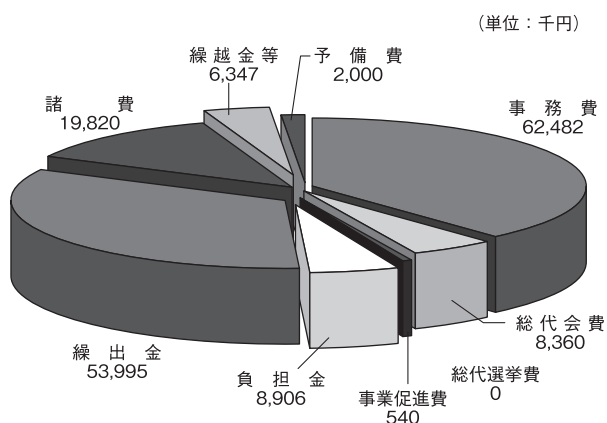
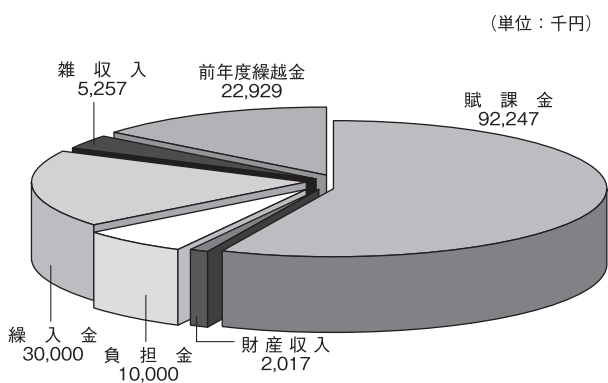
支出合計 1,984,557千円



【一般経常費】

収入合計 162,450千円

支出合計 162,450千円



◇平成25年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科目	金額
作業受託収入	46,515
管理賦課金	3,600
雑収入等	15,903
合計	66,018

[支出] (単位：千円)

科目	基幹水利施設	藤田用水	その他
点検整備費	10,281		
施設管理費	13,787	2,160	
施設費	891	133	
調査費	170		
諸油脂費	102	83	
整備補修費	7,132	50	
電力費	12,913	527	
諸費	794	395	15,903
整備積立金		251	
消費税	445	1	
小計	46,515	3,600	15,903
合計			66,018

◇平成25年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,500
作業受託収入	229,168
雑収入等	530
計	232,198

[支出] (単位：千円)

科 目	防 潮 水 門	関 連 機 場	児島湖管理	そ の 他	計
点検整備費	2,066	4,571		822	7,459
施設管理費	95,361	26,114			121,475
施設費	5,435	8,019	9,972		23,426
調査費	91				91
諸油脂費	148	130		395	673
整備補修費		14,626			14,626
電力費	4,424	49,883		2,371	56,678
消費税				4,740	4,740
諸費				3,030	3,030
計	107,525	103,343	9,972	11,358	232,198

◇平成25年度土地改良事業計画について

平成25年度土地改良事業計画は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業体質強化基盤整備促進事業、小規模、非補助の各事業を合計36地区、事業費53,400万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

◎農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（灘崎地域）〔3地区 12,300万円〕

地区名	
	北七区10条、北七区12条、西七区4条

◎農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（児島湾周辺地域）〔3地区 13,200万円〕

地区名	
	西七区3条1、西七区3条2、西七区5条1

◎農業体質強化基盤整備促進事業〔2地区 6,000万円〕

地区名	
	北七区4番、岡町1番川

◎小規模土地改良事業〔2地区 2,960万円〕

地区名	
	森崎沖6番川、沖町10番川

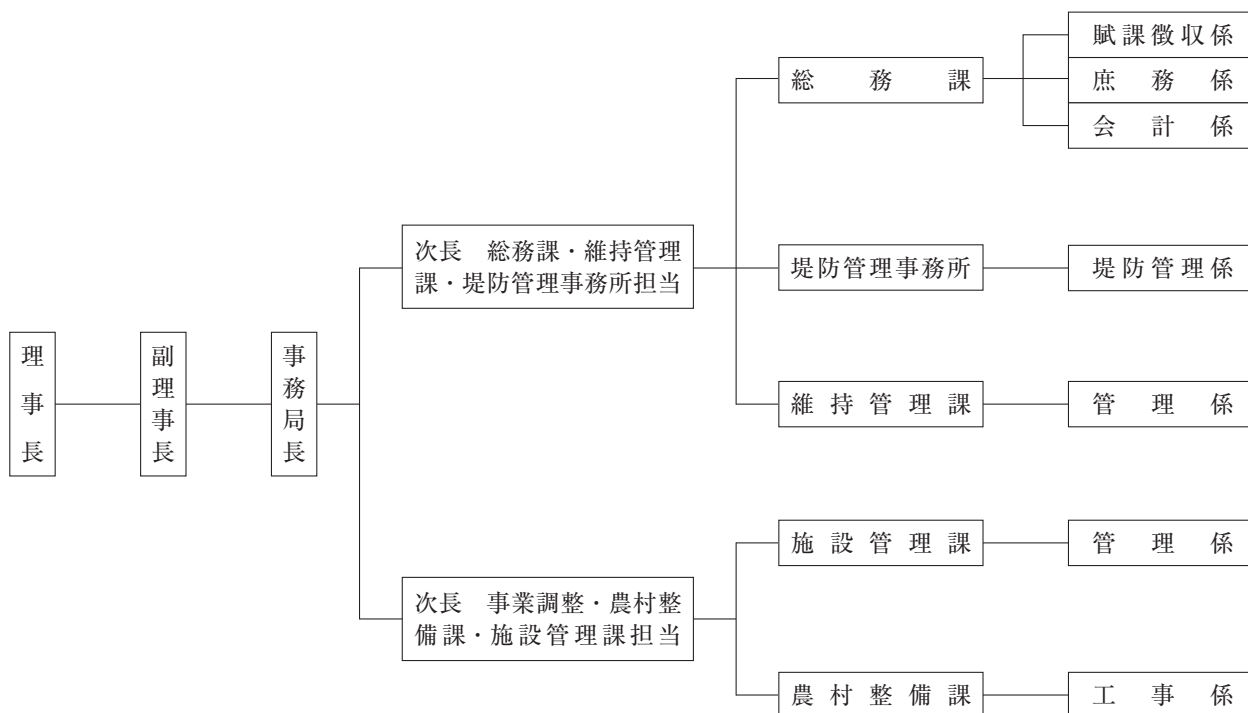
◎非補助土地改良事業 [26地区 18,940万円]

地区名	東畦21-3、東畦東 8 樋門、内尾 1 番東 1 号樋門、内尾93、西畦沿、錦沖 4 北 2 錦沖 4 南、錦東36樋門、錦東17-1樋門、錦六区汐廻 4、錦六区横 7 番川樋門 都六区横 1 北 2、都六区横 1 南 2、桜川丘 2 高低樋門、鞆津川 2、宮島上、西七区 3 条 3 番樋門、北七区支線24号、北七区支線54号、北七区支線60号、北七区支線80号、北七区 3 番、沖町11番川、奉還広川樋門、宗津西町 5 番川 森崎丘 4 番川
-----	--

◇児島湾土地改良区機構図

児島湾土地改良区は、下記組織により業務を行っています。

(平成25年 4 月 1 日現在)



表紙の解説

名称：妹尾川機場、所在地：岡山市南区藤田、事業名：県営湛水防除事業

設置年：昭和49年、使用目的：排水、受益面積：592.8ha

ポンプ形式：横軸軸流、ポンプ口径：1,500^{mm}、台数：2 台、排水量：4m³/s×2

◇事務局人事異動

○配置替（平成24年11月1日付）

維持管理課 管理係 書記 西 崎 友 訓 （総務課 賦課徴収係 書記）

○採 用（平成25年 4 月 1 日付）

堤防管理事務所 堤防管理係 加 賀 睦 （新採用）
書記補

総務課 庶務係 書記補 岡 田 裕 斗 （新採用）

事務局長（嘱託） 山 内 一 宏 （更新）

次長 事業調整・農村整備課 佐 山 義 和 （更新）
・施設管理課担当（嘱託）

施設管理課長 管理係長事務取扱 中 西 弘 進 （更新）
（嘱託）

○昇 任（平成25年 4 月 1 日付）

堤防管理事務所 堤防管理係 濱 田 達 典 （堤防管理事務所 堤防管理係 主任）
係長

農村整備課 工事係 主任 小 西 教 司 （農村整備課 工事係 技師）

施設管理課 管理係 書記 三 木 洋 平 （施設管理課 管理係 書記補）

○配置替（平成25年 4 月 1 日付）

維持管理課 管理係 係長 岡 本 満 （堤防管理事務所 堤防管理係 係長）

総務課 会計係 係長 島 村 智 恵 （総務課 庶務係 係長）

総務課 賦課徴収係 主任 渡 邊 真 也 （維持管理課 管理係 主任）

総務課 庶務係 主任 佐 藤 秀 明 （維持管理課 管理係 主任）

維持管理課 管理係 主任 田 宮 克 志 （総務課 会計係 主任）

○所管替（平成25年 4 月 1 日付）

維持管理課 課長 國 定 一 郎 （維持管理課 課長 管理係長
事務取扱）

総務課 課長補佐 庶務係長 継 山 修 （総務課 課長補佐 会計係長
事務取扱）

◇賦課金検討委員会の委員の選任について

平成24年11月16日開催の平成24年度第4回理事会において、組合員のうちから選任した11名の委員が決まりました。

◎組合員のうちから選任した委員（11名）

選挙区	氏名	住所	摘要
第1区	吉本賢一	岡山市南区浦安本町105	新任
第2区	村田樹男	玉野市東七区324	重任
第3区	北村公茂	岡山市南区西高崎51	新任
第4区	石山勝美	岡山市南区西七区384	重任
第5区	大水秀夫	岡山市南区植松288	重任
第6区	西谷武義	岡山市南区東畦737	重任
第7区	田中一朗	岡山市南区中畦651	重任
第8区	山本清	岡山市南区曾根11	新任
第9区	森川晃	岡山市南区藤田295-12	重任
第10区	三宅信幸	岡山市南区藤田572	新任
第11区	矢吹孝治	岡山市南区藤田1197	重任

委員の任期は平成24年12月10日～平成28年12月9日までの4年間です。

◎理事のうちから選任した委員（3名）

被選挙区	氏名	住所	摘要
第1区	旗田守	岡山市南区浦安西町76-2	
第4区	後藤弘	岡山市南区西七区486	副委員長
第5区	日笠享	倉敷市藤戸町藤戸1552	委員長

任期は役員との任期と同じで平成24年4月16日～平成28年4月15日です。

◎ 児島湖の水位情報等について (岡山県からのお知らせ)

児島湖の水位や樋門の開閉状況が
インターネットや携帯電話でご覧いただけます。

【アクセス方法】

- パソコンやスマートフォンから
- ・ 検索サイトから『岡山県 防災』で検索
 - 『岡山県総合防災情報』を選択
 - 『防災関連情報』の『児島湖水位情報』をクリック
- ・ URLを入力 → <http://www.kojimakoinfo.pref.okayama.jp/>

- 携帯電話から
- ・ 検索サイトから『岡山県 防災』で検索
 - 『岡山県総合防災情報』を選択
 - 『観測情報』を選択
 - 『児島湖水位情報 (リンク)』を選択
- ・ URLを入力 → http://www.kojimakoinfo.pref.okayama.jp/m/top_m.html

※ ゴミの投棄をなくしましょう。

＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

家庭からの廃棄物や飲料等のペットボトルや空缶、また、肥料等のポリ袋、刈取られた雑草等が無造作に捨てられ、これらの総てが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まってゴミの山となっています。それは本当に目を覆うばかりです。これ以外に児島湖に直接流れ込む物もあります。

そのためこれらのゴミ処理に児島湾土地改良区は、毎年莫大な処理費（約一千万円）を費やしその量は、年々増大しています。

これらを改善するには、川や水路をいつくしみ、水をきれいにするという住民一人一人の自覚と意識を更に広めていただき、このことを一人一人が実行していくことが最善の策と思われます。そして「ゴミを捨てない」運動を組合員の皆様とより一層展開し、きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、私たちに親しみのもてる水辺環境に組合員の皆様と共にして行こうではありませんか。

児島湾土地改良区からのお願いです。

役員研修 奈良県大和平野土地改良区を視察



役員と総代が交互に行っている視察研修は、昨年度は役員の実施年度で、平成24年11月21日～22日で奈良県橿原市にある大和平野土地改良区を視察しました。今回の視察研修は、理事8名、監事3名、事務局3名の14名で実施しました。

私たちが地理で学んだ奈良盆地は、奈良県では大和平野と呼ばれ、東西約16km、南北約30km、面積にして約2万haの耕地が広がっている。しかし、この大和平野は年間降水量少なく、しかも平野を流れる大和川は盆地に比較して流域が極めて小さく恒常的な用水不足に悩まされていた。このため古代からため池の構築

が盛んでその数は数千個にも及んでいる。この用水不足に水量の豊富な吉野川（紀の川）からの分水を行なうことが、江戸時代からの夢であり悲願であった。

戦後になって荒廃した国土の復興計画の一環として十津川・紀の川総合開発計画が持ち上がり、その中で吉野川分水は実現する運びとなった。

国営十津川紀の川土地改良事業（昭和27年4月～昭和60年3月）では大迫ダム、津風呂ダム、下淵頭首工、大和平野導水隧道、新六ヶ頭首工等が、国営大和平野土地改良事業（昭和33年10月～昭和50年3月）では大和平野東部幹線水路、西部幹線水路が造成された。

昭和62年の県営事業等の完工により平成元年に年間水利権が確定し、夏期9.91m³/s冬期2.91m³/sの取水量となった。

当日は、新谷事務局次長、福田総務課長補佐の出迎えを受け、事前に申し込んでいた研修事項について担当職員から丁寧な説明を受け、研修を行った。

◎大和平野土地改良区の概要

大和平野土地改良区は、吉野川分水実現のため昭和24年8月に設立された奈良平野利水事業期成同盟会が前身となり、昭和30年3月に土地改良区が設立された。設立当初は吉野川分水の事業促進を図るため組合員の代表機関として基幹水路の早期完成と必要経費の徴収等を主な業務としていたが、事業の進展により円滑な水の配分業務も加わり、建設事業完了後は、完成した水路の維持管理及び円滑な水の配分並びに組合員から必要な経費の徴収等が主な業務となっている。

平成24年4月現在、受益区域は、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王子町、広陵町、河合町、大淀町の9市10町1村で受益面積は7,269ha。組合員22,210人、総代105人、役員は理事19人（内員外2人）、監事4人（内員外2人）、理事会の委員会は総務、財務、施設等管理、用排水調整、特別の各委員会と関係市町村会があり事務局は事務局長、事務局次長以下総務課、財務課、事業課の3課制で職員24名、嘱託職員3名、臨時職員4名総計31名の組織で運営されている。

賦課金は、地籍割として平成24年度は10a当たり経常経費賦課金4,400円、再編事業特別賦課金2,000円の合計6,400円を賦課している。平成24年度農地転用決済金は1m²当たり425円を徴収している。算定方法は国営再編事業費と維持管理費等で算出している。



◎平成23年度一般会計収支決算

収入の部

支出の部

組合費	367,832,170円	会議費	14,153,928円
財産収入	47,901,767円	事務費	335,892,097円
補助金	104,220,000円	管理事業費	219,359,200円
区債及び借入金	10,000,000円	二期事業費	2,041,452円
繰越金	14,801,448円	選挙費	3,890,860円
繰入金	489,435,692円	事務所費	26,185,432円
負担金	252,483,750円	財産費	501,004,624円
雑収入	75,404,182円	負担金及び分担金	10,465,229円
		償還金	208,817,170円
		交付金	20,454,818円
		雑支出	6,742,892円
		予備費	0円
収入合計	1,362,079,009円	支出合計	1,349,007,702円

◎国営二期事業

第一期事業で造成したダム、頭首工、農業用水水路等の施設の改修を行なうため国営第二十津川紀の川土地改良事業（平成11年度～平成25年度）と国営大和紀伊平野土地改良事業（平成13年度～平成25年度）が施工されている。本事業には10.4%の改良区負担がある。



◎国営・県営施設等の維持管理

大和平野で管理している水路等の施設は、国営・県営・団体営の合計で約2億円をかけて維持管理している。そのうち国営と県営の維持管理費は県より1/2相当額の補助を受けている。

◎配水体制

当地区の水路は、自然勾配で流下しており、その配水はため池までとなっている。そこからはそれぞれの地区にある土地改良区等が配水を行なっている。なお、吉野分水からの用水は6割の補給水として配水している。

◎賦課金について



賦課金は、地籍割として平成24年度は10 a 当たり經常経費賦課金4,400円、再編事業特別賦課金2,000円の合計6,400円を賦課している。經常経費賦課金は、平成元年度から据置かれている。賦課金の徴収については、直接徴収している。徴収方法は納付組合、口座振替、農協委託、郵送等の方法をとっている。平成23年度の徴収率は99%強である。（組合員数22,000人以上）

◎国営事業負担金について

平成25年度に国営二期事業が完工したら44億円に上る改良区負担金の償還が始まる。今はこの支払が最大の課題といわれていた。

◎まとめ

大和平野は、組合員1人当たり30aの耕作面積である。説明して下さった新谷次長ご自身のこととして、自分の地区では10a当たり約15,000円を負担しているとのことであった。これは米一俵の負担である。それだけの負担を背負い農業を続けているのが奈良県の実情である。

転用等、地区除外に伴う決済金について

◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請(農地転用)による決済手続きが必要です。

平成25年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。(平成25年度)

区 域	決済金	調査費	手数料	区 域	決済金
全 域	1㎡当たり 7.45円	1㎡当たり 10円	1筆当たり 1,500円	都六区 (パイプライン)	1㎡当たり 27.53円

尚、都六区地区は、パイプラインの供用開始に伴い1㎡当たり34.98円が必要です。

また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

◎組合員の資格取得・喪失の届け出について

土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務づけられています。

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者からの通知
2. 組合員が農地の喪失または取得した場合(農地の売買、経営移譲、贈与等)、両者による通知
3. 住所を変更した場合

◎公共事業の転用決済金について

公共事業(道路、河川、学校用地、公園等)用地として買収または寄付される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。

◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外(農地転用)手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずにいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をして下さい。

届出の用紙(農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書)は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。先ずはお気軽に電話でお尋ね下さい。

(TEL086-262-0175)